

平成19年度

ごみ減量・もったいないねット山形総会

日時：平成19年5月26日（土）

午後1時30分～午後3時

会場：市役所 11階 大会議室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 市長あいさつ

4 議長選出

5 議 事

第1号議案 平成18年度事業報告及び収支決算報告について

監査報告

第2号議案 平成19年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

6 情報交換

ごみ減量の身近な取り組みについて

7 閉 会

役員

会長	副会長	幹事	監事
菅野節子	奥野弘 小関幸一	佐藤吉子 長瀬洋子 森谷京子 渡辺裕子	江口幸雄 鈴木隆男

会員

平成19年5月25日現在

個人	団体	事業者
125人	20団体	32事業者

団体及び事業所会員名簿

市民団体

上町東町内会	北部資源再利用推進協議会	山形市シルバー人材センター
エコの会	山形市環境保健推進協議会	山形市第8地区緑町藤森自治会
第6地区小荷駄町二区町内会	山形市消費者連合会	山形市北部生活学校
特定非営利活動法人やまがた育児カーラド	山形市食生活改善推進協議会	山形乳幼児保育連合会
パストラルCCネット市女連	山形市女性団体連絡協議会	

事業者団体

JAやまがた山形地区女性部	山形市校長会	山形商工会議所女性会
山形環境保全協同組合	山形市再生資源協同組合	山形リサイクル協同組合

事業者

アイ・リサイクル	(株)三益堂	(株)ホテルキャッスル
(有)アミューズ7&1	三洋コンシューママーケティング(株)山形ステーション	ホテルメトロポリタン山形
(有)石沢幸吉商店	(株)ジョイ	光山商事
石沢商店	(株)丹野	(株)山形オーヌマホテル
市川商会	中央公害清掃(株)	(株)山形グランドホテル
岩村商店	(株)中合 十字屋 山形店	山形資源(株)
オコメカフェ 森のたんぼ	(有)日清資源	山形新都心開発(株)
(有)金子商事	(株)二興	(株)山形テレビ
共立社山形生協	パレスグランデール	山形ワシントンホテル(株)
(株)小松印刷所	(有)ビーワン・ビーツー	山形市
(株)コンサブ	富士商事(株)	

平成18年度事業報告

山形市域におけるごみ減量及び資源の再利用を推進し、循環型社会の形成をめざすために平成18年12月16日に「ごみ減量・もったいないねット山形」を設立しました。

1 ホームページ開設事業

本会の情報を発信するとともに、情報交換ができるなど閲覧者が参加できる、魅力ある参加型ホームページをめざし、平成19年3月15日にホームページを開設しました。

アドレス <http://www.mottainai-yamagata.net>

2 (仮称)エコショップ認定事業

3つの^{あ-る}R「ごみを減らす(Reduceリデュース)」「繰り返し使う(Reuseリユース)」「再び資源として活用する(Recycleリサイクル)」を実施する店舗について、本会が、ごみ減量推進店として認定を行い、ごみ減量に対する意識の高揚と実践を図ることをめざし、平成19年2月26日に愛知県新城市より講師を招き制度学習会を開催しました。

制度学習会参加人数 約60人

3 事業計画作成事業

会員が会に期待していることを把握するため、平成19年1月31日から2月23日までアンケートを実施しました。また、アンケートの結果をふまえ平成19年度の事業計画を検討しました。

活動状況

年 月	総会 役員会	ホームページ 開設事業	(仮称)エコショップ 認定事業	事業計画 作成事業
18年 12月	16日 設立総会 16日 第1回役員会			
19年 1月	29日 第2回役員会	19日 第1回打合会	24日 第1回打合会	29日 第1回打合会 31日~アンケート実施
2月			16日 第2回打合会 26日 エコショップ 制度学習会	
3月	16日 第3回役員会	6日 第2回打合会 15日 ホームページ開設		16日 第2回打合会

平成18年度収支決算報告
(平成18年12月16日から平成19年3月31日まで)

収入の部

(単位:円)

科 目		予算額	決算額	差引増減額	摘要
大科目	中科目				
補助金収入		1,100,000	1,100,000	0	
	山形市補助金	1,100,000	1,100,000	0	山形市より
その他収入		10,000	81	△ 9,919	
	その他収入	10,000	81	△ 9,919	利息
合 計		1,110,000	1,100,081	△ 9,919	

支出の部

(単位:円)

科 目		予算額	決算額	差引増減額	摘要
大科目	中科目				
管理費		250,000	245,952	△ 4,048	
	会議費	40,000	39,390	△ 610	設立総会 役員会
	事務費	210,000	206,562	△ 3,438	事務用品 通信費
事業費		850,000	431,800	△ 418,200	
	情報発信事業費	750,000	333,200	△ 416,800	HP開設委託料 サーバー料
	実践活動事業費	100,000	98,600	△ 1,400	エコショップ制度学習会
予備費		10,000	0	△ 10,000	
小 計		1,110,000	677,752	△ 432,248	
返還金		-	422,248	422,248	山形市へ
合 計		1,110,000	1,100,000	△ 10,000	

収入金額 1,100,081 円
 支出金額 1,100,000 円
 差引金額 81 円 (翌年度に繰り越し)

監 査 結 果 報 告 書

平成18年度ごみ減量・もったいないねット山形の収支決算について、関係帳簿、預金通帳等を監査した結果、いずれも正確かつ適正に処理されておりましたので報告します。

ごみ減量・もったいないねット山形
会 長 菅 野 節 子 様

平成19年4月18日

ごみ減量・もったいないねット山形

監 事 江 口 幸 雄 

監 事 鈴 木 隆 男 

平成19年度事業計画(案)

運 営 方 針

- ◎ 3つのRを推進する取り組みを市内全域に広めます
- ◎ 会や会員の情報を発信・共有し、会員を増やします
- ◎ 「もったいない」という共通の認識のもとに、会員の声を聞き、開かれた運営を行います
- ◎ 会員のごみ減量等の取り組みを支援します

◇会員の拡充◇

ごみ減量等に関心のある方、すでに取り組んでいる方、団体、事業者の皆さんに対し継続して、入会を呼びかけます。

- ・各事業をとおして入会呼びかけ

1 買い物袋持参運動

会員は率先して買い物袋を持参し、また、買い物袋持参を呼びかけ、運動を広めます。

- ・店頭キャンペーン、街頭キャンペーン、買い物袋コンテスト、買い物袋持参率調査

2 もったいないねっと加盟店推奨事業

事業者会員のごみ減量や資源の再利用の取組情報を幅広く発信し、多くの人に周知するとともに、それらの取組を広めます。

- ・3つのR取組店の把握、加盟店の3つのR取組情報発信

3 ごみ減量学習会

ごみ処理の現状を学び、また、資源の再利用方法を体験し、地域や職場等においてごみ減量等の取組を広めます。

- ・リサイクル体験教室、ごみ処理施設見学会

4 広 報 事 業

ホームページや情報紙により、会や会員の活動情報やごみ減量等の情報を発信・共有を行い、ごみ減量の輪を広めます。

- ・情報紙の発行、ごみ減量標語募集

5 会員提案・支援事業

会員による、ごみ減量・資源の再利用についての提案及び取組を、会として財政支援を含めたバックアップを行い、会員の活動を支援します。

- ・会員提案会

平成19年度収支予算(案)
(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

収入の部

(単位:円)

科 目		予算額	前年度 予算額	差引増減額	摘要
大科目	中科目				
補助金収入		1,600,000	1,100,000	500,000	
	山形市補助金	1,600,000	1,100,000	500,000	山形市より
その他収入		10,000	10,000	0	
	繰越金	81	0	81	利息
	その他収入	9,919	10,000	△ 81	
合 計		1,610,000	1,110,000	500,000	

支出の部

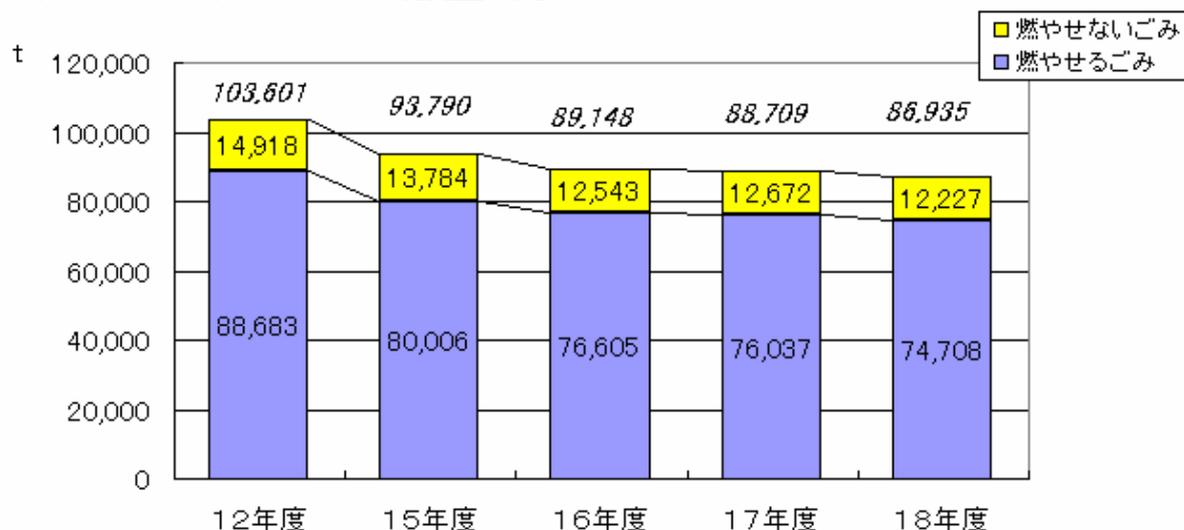
(単位:円)

科 目		予算額	前年度 予算額	差引増減額	摘要
大科目	中科目				
管理費		350,000	250,000	100,000	
	会議費	120,000	40,000	80,000	総会 役員会
	事務費	150,000	210,000	△ 60,000	事務用品 印刷費 OA機器リース料
	通信費	80,000	0	80,000	郵送料
事業費		1,250,000	850,000	400,000	
	広報事業費	450,000	750,000	△ 300,000	情報紙発行 HP管理費
	実践活動事業費	800,000	100,000	700,000	買い物袋持参運動 もったいないネット加盟店推奨事業 ごみ減量学習会 会員提案・支援事業
予備費		10,000	10,000	0	
合 計		1,610,000	1,110,000	500,000	

山形市のごみの状況について

(平成18年度実績から)

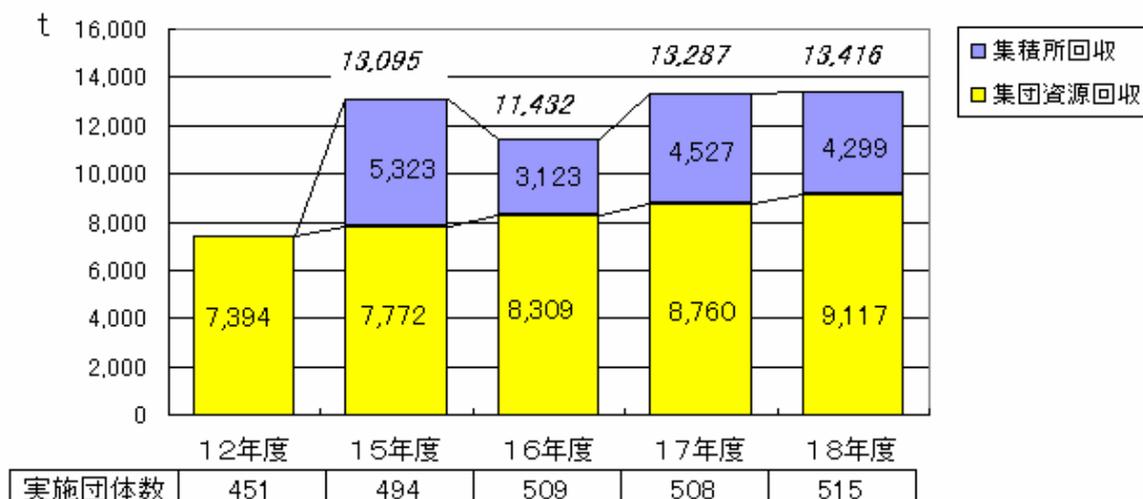
1 燃やせるごみ・燃やせないごみ別発生状況



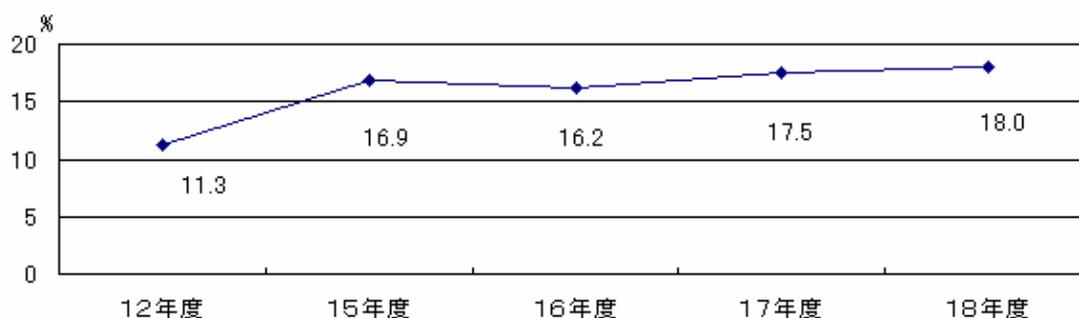
(単位 t)

	燃やせるごみ	燃やせないごみ	計 (1人1日当たり g)
家庭系	52,202	10,961	63,163 (692g)
事業系	22,506	1,266	23,772

2 集団資源回収と集積所回収別発生状況



3 リサイクル率



～間違いやすいごみ分別について～

電 球



電球… 雑貨品・小型廃家電類です



蛍光管… 蛍光管は4週間に1回の
水銀含有ごみです

※電球と蛍光管は分別が違います

すだれ

4週間に1回の汚れた布団類の日です

プラスチック製のすだれは
プラスチック類です
紐等で結んで出してください



※もやせるごみではありません

じゅうたん カーペット

粗大ごみ（500円）です

紐等で結んで出してください

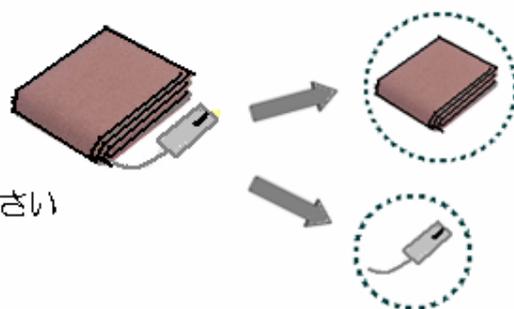


※広げた状態で1辺の長さが1m以上
あるものは粗大ごみです

電気毛布

4週間に1回の汚れた布団類の日です

ただし、電気毛布のコード・コントローラーは、
必ずはずして、雑貨品・小型廃家電類に出してください



布団（化繊・羊毛等） 毛布

4週間に1回の汚れた布団類の日です

座布団も汚れた布団類の日です
紐等で結んで出してください

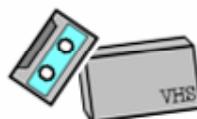


※羽毛布団はもやせるごみです

カセットテープ ビデオテープ

4週間に1回の埋立ごみの日です

外ケースは、
プラスチック製のものは、プラスチック類です
紙製のものは、もやせるごみです



※雑貨品・小型廃家電類ではありません

ごみ減量・もったいないねット山形 規約

(名称)

第1条 この会は、「ごみ減量・もったいないねット山形」(以下「会」という。)という。

(目的)

第2条 この会は、市民、事業者、行政が、山形市域におけるごみの減量及び資源の再利用(以下「ごみ減量等」という。)を推進するために、共に考え、実践し、相互に協力・連携を図り、循環型社会の形成をめざす。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) ごみ減量等のための情報発信
- (2) ごみ減量等のための実践活動
- (3) その他、この会の目的を達成するための必要な事業

(会員)

第4条 この会の会員は、市民、市民団体、事業者、事業者団体及び山形市で構成する。

(入会・退会)

第5条 入会しようとする者は、入会申込書を提出することとする。

2 退会するときには、退会届を提出することとする。

(役員)

第6条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 10名以内
- (4) 監事 2人

(役員を選任)

第7条 役員は、総会において会員のうちから選任する。

2 副会長のうち、1人は山形市のごみ減量を所管する部長が務める。

3 前条にあげる役員は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第8条 会長は、この会を代表し、業務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 幹事は、会長の指示により、会務を処理する。

4 監事は、会計を監査し、その結果を会に報告する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(アドバイザー)

第10条 この会に、アドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、必要に応じ会長が依頼する。

（総会）

第11条 総会は、毎年1回会長が招集する。ただし、必要に応じ臨時総会を開催することができる。

2 総会の議長は、会長とする。

（総会の定足数）

第12条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、委任状を提出した者は出席者とみなす。

（経費）

第13条 この会の経費は、市の補助金及びその他の収入をもって充てる。

（会計年度）

第14条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（議決事項）

第15条 総会は、次の事項を議決する。

（1）規約の変更

（2）事業計画および収支予算

（3）事業報告および収支決算

（4）その他、この会の運営に関する重要な事項

（議決）

第16条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（役員会）

第17条 役員会は、会長、副会長、及び幹事をもって構成し、必要に応じ会長が招集する。

2 役員会の議長は、会長とする。

3 役員会は、総会に付議する事項、会の運営に関する事項等を審議する。

（事務局）

第18条 当分の間、事務局を山形市のごみ減量を担当する課に置く。

（委任）

第19条 この規約に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、役員会において別に定める。

附 則

1 この規約は、平成18年12月16日から施行する。

2 この会の設立当初の役員任期は、第9条1項の規定にかかわらず、成立の日から平成20年総会の日までとする。

~ メモ ~